

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人山口県障害者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を山口市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、山口県内の障害のある人々の主体的で多様なスポーツ活動の普及振興を図り、障害の有無にかかわらず等しくスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めることにより、障害のある人々の心身の健康づくり及び社会参加の促進並びに生活の質の向上を図るとともに、スポーツを通じた豊かなスポーツライフの推進及び障害に対する県民の理解を深めることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 障害のある人々のスポーツの普及啓発及び広報に関すること。
- (2) 障害のある人々のスポーツ団体への指導助言、育成及び組織化に関すること。
- (3) 障害のある人々のスポーツに係る県内活動拠点づくりに関すること。
- (4) 障害のある人々のスポーツに関する各種スポーツ大会及び事業を実施し又は支援すること。
- (5) 障害のある人々のスポーツの調査研究に関すること。
- (6) 障害のある人々のスポーツに関する研修会及び講習会の開催に関すること。
- (7) 障害のある人々のスポーツの功労者の表彰に関すること。
- (8) 障害のある人々の選手の育成及び強化並びに競技力向上に関すること。
- (9) 障害のある人々のスポーツを支える指導者及びボランティア等の養成及び資質向上並びに組織化に関すること。
- (10) 障害のある人々のスポーツを通じた交流の促進に関すること。
- (11) 関係機関・団体等に対する障害のある人々のスポーツに関する提言又は関係機関が行う施策に対する協力に関すること。
- (12) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会との連絡及び加盟競技団体との連絡調整に関すること。
- (13) 山口県身体障害者福祉センターの管理運営に関すること。
- (14) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業の実施に関すること。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員、入会及び種別入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。
 - (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同して入会した山口県内の団体又は個人
 - (2) 特別会員 当法人に特に功績があった者又は学識経験者であり社員総会において推薦された者
 - (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した団体又は個人
- 3 当法人の正会員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。
- 5 賛助会員は、会費の納入をもって賛助会員となる。

(会費)

- 第6条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 総正会員の同意があったとき。
 - (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- 2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会したものとみなす。

(退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。
- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を毀損し又は当法人の目的に違反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の日から1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、かつ、当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定により除名をした場合は、除名した会員に対しその旨を通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (4) 一般法人法第113条に規定する役員責任の一部免除
- (5) 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金の支給
- (6) 定款の変更
- (7) 基本財産の処分の制限
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び継続
- (10) 合併契約の承認
- (11) 残余財産の帰属の決定
- (12) 役員が社員総会に提出し又は提供した資料を調査する者の選任
- (13) 社員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (14) 事業報告・貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (15) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、社員総会を招集するときは、社員総会の開催の日より1週間前までに、正会員に対してその通知を発するものとする。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとされている場合は、社員総会の開催の日の2週間前までにその通知を発するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、社員総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとされている場合は、この限りでない。

4 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及び定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分の制限
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する事項を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、出席した当該正会員の議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順にそれぞれの定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席しない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会の報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び会議において選出された2名以上の議事録署名人が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定等)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
 - 3 理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
 - 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を一般法人法上の業務執行理事とし、業務執行理事を常務理事とすることができる。

(役員資格)

第25条 当法人の理事及び監事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員総会における正会員総数の過半数の議決をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(役員選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、法令及びこの定款の定めによることにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。
- 5 会長が欠けた場合は、一般法人法第79条の例による。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び当法人の使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事への報告義務)

第29条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第30条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第31条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当

法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は在任監事の任期の残任期間とする。ただし、他の在任監事の任期の残任期間が2年に満たない場合は、その任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(役員解任)

第34条 役員は、社員総会において総正会員の議決権の4分の3以上の決議によって解任することができる。

(報酬)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(役員責任の一部免除等)

第36条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、同法第111条第1項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(名誉会長)

第37条 この法人に、任意機関として名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は、山口県知事の職にある者をもって充てる。

- 3 名誉会長は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。

- (2) 会長から諮問された事項について意見を述べること。
 - (3) その他、障害者スポーツの普及及び振興に資すること。
- 4 名誉会長は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第38条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第36条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする

理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第43条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第44条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第45条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(職務の執行状況の報告)

第46条 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(財産の構成)

第48条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第49条 当法人の資産は、基本財産及びその他の資産とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された資産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した資産

(基本財産の処分の制限)

第50条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の決議及び社員総会において正会員総数の4分の3以上の決議を得て、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第51条 当法人の資産は、会長が管理し、社員総会において別に定めるところにより、当法人の設置目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第55条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 当法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第57条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併による消滅
- (3) 正会員が欠けたとき。
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 一般法人法第261条第1項又は同法第268条の規定による解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第58条 前条第2号の事由によって解散した場合においては、清算が終了するまで、社員総会の決議をもって当法人を継続することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第61条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選定する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第62条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第66条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、報酬等の支給、役員等の選任、その他の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この定款は、平成29年5月25日から施行する。
- 3 この定款は、平成31年2月6日から施行する。